

「四日市市文化・音楽情報ステーション」登録規約

(目的)

第1条 この規約は、四日市市（以下、「市」という）が管理運営する市音楽情報総合サイト「四日市市文化・音楽情報ステーション」（以下、「文化・音楽情報ステーション」という）の登録の資格等を定めることにより、「文化・音楽情報ステーション」の円滑な運営に資することを目的とする。

(登録者)

第2条 登録者とは、行政機関、民間団体を問わず、本規約に同意し、「文化・音楽情報ステーション」への登録を申し込み、市が登録の承認をした団体・個人をいう。

2 市は、次の事由がある場合には、登録の承認を行わないものとする。

- (1) 政治団体、宗教団体による登録申し込みがあった場合
- (2) 登録規約に同意しない場合
- (3) 登録申し込みの際に記入した内容に虚偽の記載があった場合
- (4) 過去に登録資格を取り消された者からの申し込みがあった場合
- (5) その他、市が登録の承認を行わない正当な事由がある場合

3 登録者は、「文化・音楽情報ステーション」に、市に関する文化・音楽情報について、市が定めるページを利用し、登録することができる。

(登録者の種別)

第3条 登録者の種別は次のとおりとする。

(1) 文化・音楽イベント登録者

文化・音楽イベントを実施する個人または団体

ただし、音楽イベントについては、下記に定めるものをいう

- ① 観覧者に音楽を聴かせることを主たる目的とするイベント
- ② 舞踊などが主となる文化的なイベントで、演奏者による生演奏があり、音楽が重要な要素となっているイベント

(2) 文化・音楽施設登録者

市内の文化・音楽施設の設置者または管理者

ただし、文化・音楽施設とは、下記に定めるものをいう

① イベント・発表施設

ライブハウスやライブカフェ、コンサートホールなど、音楽イベント等をはじめ、演劇や舞踊等の実施や発表ができる施設・貸施設や、絵画や書道などの創作した作品等の展示や発表ができる施設・貸施設

② 練習・録音施設

音楽（楽器の演奏や合唱など）の録音や練習ができる貸スタジオ・貸室などで、周辺に音漏れ等で影響を与えないよう配慮がされている施設・貸施設や、絵画や書道などの作品の創作や練習、演劇や舞踊等の練習ができる施設・貸施設。

ただし、いわゆるカラオケボックス等のカラオケを主たる目的とする施設は除く

(登録できる情報の種別)

第4条 登録できる情報の種別は次のとおりとする。

- (1) 市内で行われる文化・音楽イベントに関する情報
- (2) 代表者の住所あるいは活動の本拠が市内にある団体の文化・音楽イベント情報
- (3) 市内にある文化・音楽施設に関する情報
- (4) その他、情報の掲載を行うことが適当と市が判断した情報

2 登録できる文化・音楽イベントに関する情報は下記に該当するものとする。

- ① 音楽（レコード製作を含む）
- ② 芸術…文学（出版を含む）、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
- ③ メディア芸術…映画、漫画、アニメーションその他電子機器等を利用した芸術
- ④ 伝統芸能…雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他わが国古来の伝統的な芸能
- ⑤ 芸能…講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）
- ⑥ 生活文化…茶道、華道、書道その他の生活に係る文化
- ⑦ 国民娯楽…囲碁、将棋その他の国民的娯楽
- ⑧ 地域の文化遺産…地域で長きにわたって保存・継承されてきている伝統的な行事など
- ⑨ 地域の文化芸術…各地域における文化芸術の公演、展示等、地域固有の伝統芸能および民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能）

3 登録者による情報登録および更新方法については、別に定める利用の手引きに基づき行う。

(登録者の届け出義務)

第5条 登録者は、登録申し込み時の必要記載事項に変更が生じた場合は、変更内容を速やかに市に届け出なければならない。

2 登録者が登録を解除する場合は、その旨を市に連絡しなければならない。

(ID番号およびパスワードの交付と変更)

第6条 市は、登録者に対して登録を承認する際、ID番号およびパスワードを付与する。

2 登録者は、自らパスワードを変更することができる。

(登録者の管理責任)

第7条 ID番号およびパスワードは、登録者の責任において管理するものとし、第三者の不正使用等により市または他の登録者に損害を与えてはならないものとする。

2 ID番号およびパスワードの使用上の誤りや、第三者の不正使用による損害の責任は、登録者が負うものとし、市は責任を負わないものとする。

3 ID番号およびパスワードを忘れた場合や盗まれた可能性がある場合には、速やかに市に連絡しなければならない。

(情報登録の承認、修正および削除)

第8条 市は、登録者が登録した情報について、その内容が「文化・音楽情報ステーション」の目的に沿った適当なものであるかを確認し、適当と判断した場合に承認を行い、「文化・音楽情報ステーション」に掲載する。

2 前項の確認の結果、誤字・脱字や画像のサイズ不適合など、内容に修正を要すると判断した場合に

は、市は登録者に通知することなく当該情報の修正を行えるものとする。

3 第1項の確認の結果、次の各号のいずれかに該当する場合、または情報登録の承認後に次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、市は登録者に通知することなく当該情報を削除することができるものとする。

- (1) 法令に反する場合、またはそのおそれのある場合
- (2) 公序良俗に著しく反する場合、またはそのおそれのある場合
- (3) 犯罪的行為を誘発する場合
- (4) 第三者に損害または不利益を与える場合
- (5) 第三者を誹謗（ひぼう）中傷している場合
- (6) 政治・宗教等を目的としている場合
- (7) 特定の会員のみ入場できるなど、入場者を大きく制限する催しの場合
- (8) 記載された内容が虚偽である場合または著しく事実と異なる場合
- (9) その他、市が不適当と認める場合

（損害賠償）

第9条 市は、「文化・音楽情報ステーション」の利用に関して生じた登録者の損害すべてに対しいかなる責任も負わず、また一切の損害を賠償する義務がないものとする。

2 登録者が「文化・音楽情報ステーション」の利用に関して第三者に対し損害を与えた場合、登録者は自己の責任と負担をもって解決し、市に損害を与えないものとする。

（利用の停止または登録者資格の取り消し）

第10条 市は、登録者に次の事実があると判断した場合には、予告なしに当該登録者に対し「文化・音楽情報ステーション」の利用の停止または登録者の資格を取り消すことができる。

- (1) 本規約に著しく違反し「文化・音楽情報ステーション」の運営に支障をきたす場合
- (2) 「文化・音楽情報ステーション」の運営を故意に妨害した場合
- (3) 登録申し込み時に虚偽の記載があった場合
- (4) 第8条第3項の規定による削除を受けた場合
- (5) 他の登録者のID番号またはパスワードを盗用した場合
- (6) 本規約に定める登録者の義務に違反した場合
- (7) その他、市が登録者として不適当であると判断した場合

（登録者規約の変更）

第11条 市は、「文化・音楽情報ステーション」の運営上必要な場合は、本規約を変更することができるものとし、この場合、登録者に対し変更内容を当サイト上で通知するものとする。

（管轄裁判所）

第12条 「文化・音楽情報ステーション」の利用について、市と登録者との間に訴訟が生じたときには、四日市簡易裁判所または津地方裁判所を第一審の専属所管裁判所とする。

付則 この規約は、平成28年2月20日から施行する。

付則 この規約は、平成28年3月18日から施行する。

付則 この規約は、令和元年8月15日から施行する。